

平成 27 年度重点化施策の選定について

1 基本的な考え方

(1) 重点化施策の位置づけ

- ・重点化施策は、予算編成プロセスの一環として導入された仕組みである。
- ・平成 27 年度に重点的に取り組むテーマに資する施策を「重点化施策」とし、秋の政策協議の議論をふまえて、「平成 27 年度三重県経営方針（案）」に位置づける。

(2) 重点化施策のテーマ

- ・平成 27 年度の重点テーマは「少子化対策」とする。

【選定理由】

- ・平成 26 年度は、国・地方とも少子化対策の機運が高まる中、「少子化対策」を県政における 1 丁目 1 番地の重点テーマに位置づけ、新たに「少子化対策課」を設置するとともに、国の「地域少子化対策交付金」を活用し、「三重県地域少子化対策強化計画」に基づき、「三重県少子化対策推進県民会議」を設置するなど、全庁をあげて少子化危機突破に向けた取組を推進している。
- ・国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において「新たな少子化対策の大綱を平成 26 年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月に施行する方針の下、取り組む」としており、県においても、平成 26 年末で終了する「三重県地域少子化対策強化計画」に代わる、新たな少子化対策全般に関する県の中期的な計画（「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」）を策定し、取組を加速させる必要がある。

(3) 重点化施策の選定数

- ・重点化施策は、「みえ県民カビジョン・行動計画」の 56 施策の中から、5 施策程度を選定する。（※行政運営の取組は、選定の対象外）
- ・重点化施策は、単年度の位置づけとする。

(4) 資源配分の考え方

- ・重点化施策に選定された施策に対して、予算要求の上限額に一定の加算を行う。

2 選定方法

- (1) 施策の主担当部は、重点化施策候補として「少子化対策に資する施策」を3施策を上限としてエントリーすることができることとし、当該施策で掲げる具体的な取組（新規又は拡充分）を提案・協議する。
- (2) 重点化施策の選定は、「秋の政策協議」及び三重県少子化対策総合推進本部での議論を経て行うこととし、政策会議（9月24日予定）で決定する。
- (3) 施策（施策に掲げる具体的な取組）の選定要件

① 施策選定にあたっての考え方

「少子化対策に資する施策」は、平成25年度に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」の中に位置付けた「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」地域社会づくりと少子化対策に取り組む機運の醸成を推進するための施策とする。

また、本年度に策定する「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」において取りまとめる予定の少子化対策に関する重点的な取組をふまえて選定する。

② 施策に掲げる具体的な取組の選定要件

ア) 新規性

- ・既存の取組の単純な延長線でないもの

イ) 効果性

- ・今後数年以内に投資効果が確実に発現されるもの

ウ) エビデンスの明確さ

- ・課題の現状分析をしっかりとおり、提案の根拠が明確であるもの